

理 由

山田池北町地区を市街化区域へ編入することに伴い、良好な市街地の形成と計画的な土地利用を誘導するため、地区計画を定めるものである。

東部大阪都市計画地区計画の決定（枚方市決定）

都市計画山田池北町地区地区計画を次のように決定する

1. 地区計画の方針

名 称		山田池北町地区地区計画
位 置		枚方市山田池北町地内
面 積		約 1 0 . 1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、枚方市の中東部に位置し、大阪府の後方支援活動拠点となっている山田池公園に隣接し、また、緊急交通路の府道杉田口禁野線に面しており、災害活動の拠点に適した地区である。 本地区内には、本市の後方支援活動拠点となっている国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所及び京阪バス株式会社枚方営業所が立地しており、国、枚方市及び京阪バス株式会社により、枚方市域の災害対応等の機能強化に関する連携協定書が締結されている。 本地区計画では、本地区の立地条件を生かし、災害活動拠点として、官民連携により、枚方市域における災害対応等の機能連携の強化を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺環境との調和を図るとともに、多様な防災機能の強化を図り、機能的な災害活動拠点を形成する。
	建築物等の整備の方針	周辺環境に配慮した良好な市街地環境を形成するため、用途の制限、形態又は意匠の制限、緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限を定める。

2. 地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という）別表第 2（を）項第 2 号から第 7 号までに掲げるもの。 (2) 法別表第 2（わ）項第 2 号から第 4 号まで及び第 8 号に掲げるもの。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の外観は、周辺の環境に調和したものとする。 (2) 建築物の外壁は、刺激的な色彩を広い面積にわたって用いないこととする。
	建築物の緑化率の最低限度	10分の2
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して、垣又はさくを設置する場合は、生垣若しくは透視可能なものとし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

計画図

令和7年度
東部大阪都市計画
山田池北町地区
地区計画の決定
(枚方市決定)

S=1/2,500



凡例

地区計画区域及び
地区整備計画区域

